

飯山市長 様

飯山市議会議長 渋川芳三

飯山駅前ホテル調査・検証特別委員会の傍聴について（回答）

飯山駅前ホテル調査・検証特別委員会への出席要求に対し、令和 6 年（2024 年）7 月 2 3 日付総第 83 号にて回答をいただき、その中で特別委員会の傍聴の可否について回答を求められましたので下記のとおり回答します。

記

- 1 飯山駅前ホテル調査・検証特別委員会の傍聴については、委員以外の議員、報道関係者及び市民等全ての傍聴を原則認めない。
- 2 理由
 - (1) 飯山市議会委員会条例第 16 条第 1 項において「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」と規定されており、傍聴の可否については、委員長の判断。
 - (2) ただし、飯山駅前市有地宿泊施設整備事業については、市民の関心も高いが、調査内容は民間事業者に関わる内容である事ことから、令和 6 年 7 月 1 1 日開催の第 2 回特別委員会において、傍聴の可否を議題とし協議した結果、「傍聴を認めた場合、説明者の発言が制限される恐れがあること」「委員会として正式に調査・検証内容を公表する前に、傍聴者が委員会の内容を切り取って SNS 等で発信する懸念があること」「調査・検証内容については、随時、全議員に周知した後報道関係及び市民に公表していく」等の理由から、特別委員会として傍聴を認めないと決定したものの。
 - (3) 飯山市議会基本条例に規定する情報公開と委員会の傍聴は異なるものであり、上記に記載したとおり、調査・検証内容については随時公開していく。
- 3 7 月 2 3 日付けの回答内容では、委員長判断である傍聴の可否について、傍聴が認められない場合、市長部局は説明しないととらえられる。したがって、今後の議会運営、議案審査に影響を及ぼす内容である。

以上のことから、令和 6 年 7 月 1 8 日付議第 4 3 号で依頼のとおり特別委員会への説明者の出席を求めます。